

令和6年度

はんどちゃんネットワーク運動 サロン(居場所)活動応援助成金募集要項 ～地域で「やってみよう」の一步を応援します～



1 助成金の趣旨・目的

茨城県社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、住民同士の交流を深め、地域のつながりの場、居心地の良い居場所としての「サロン(居場所)」を応援しています。近年、人口減少、近隣関係の希薄化などにより、地域社会は大きく変化し、「つながり、支えあう」ことや、「多様性を認め合い、一人ひとりが大切にされる」地域社会が必要となっています。このたび、地域のつながりの場や多様な参加を進めようとしている活動に対し、下記により助成します。

2 助成対象団体等

- (1) 茨城県内においてボランティア、町内会・自治会、当事者組織、地区社協等地域の社会資源(人とのつながりや知識・経験、設備や資金など)を活用しながらサロン(居場所)活動に取り組む、茨城県に拠点を有する団体(グループ)、または茨城県在住の個人。
- (2) 下記①から③の団体については、助成対象外となります。
 - ① 営利を目的とする団体、政治・宗教・選挙活動に関する団体。
 - ② 本助成事業と同内容の助成を過去3年以内(令和3～5年度)に受けている団体(具体的には、「はんどちゃんネットワーク運動サロン活動応援助成金」を受けている団体は、申込みできません)。
 - ③ 令和4～6年度「茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金」の交付を受けている団体

3 助成金対象の内容 ※下記①か②のいずれか(いずれも)の活動を対象とします。

- (1) **新たにサロン(居場所)を立ち上げる費用の助成**
令和6年4月1日から令和6年12月31日までに、地域のつながりづくりや居場所づくりを目的として、立ち上げるサロン(居場所)への助成。
・同じ志をもった人同士の居場所、子どもや学生が運営者などでかかわる居場所、子どもを持つ親(親子)のサロン(居場所)など。
- (2) **活動拡大するための費用の助成**
現在のサロン(居場所)活動に、新たな団体などと協働するなど、仲間づくり、つながりづくりをするために、従来の活動を拡大するための費用に対する助成。

たとえば…

- ・新たに、地域の子どもの夏休みや冬休み等、イベントを開催するなど、活動内容(日数や時間、対象など)を拡大するための助成。
- ・物理的な居場所だけでなく、オンライン空間など、新たにオンラインツールを活用するために必要な経費の助成。障がいや家庭・個人の事情などにより、自宅(住まい)から出ることが難しいが、自宅から居場所に参加したい方に対して、オンラインツールなど、参加しやすい工夫をした居場所やつながりづくりをする活動の費用を助成。
- ・ほかの団体などと協働(コラボレーション)してイベントを実施する費用の助成。



4 助成対象期間

助成決定から令和7年3月31日までに実施する活動を対象とします。

5 助成の対象経費及び限度額等

(1) 対象経費

活動に直接必要となる以下の経費(費目)とします。

費目	対象となる経費の主な内容等
報償費	講師謝礼、報償等
旅費	交通費、宿泊費等
消耗品費	消耗品、材料、食料、書籍の購入等
印刷費	チラシ・ポスター、資料印刷費等
通信運搬費	手紙等の郵送費や宅配料の費用、通信運搬にかかる経費等
賃借料	会場使用料、駐車場代、機器賃借料等
備品費	サロン(居場所)等開設及び活動開始の運営上必要と認められた備品(注)の購入
その他	サロン(居場所)等開設及び活動開始の初期投資として認められたもの

(注)1点2万円以上の備品を購入する場合を「備品」とします。購入備品には、指定のステッカーを貼付し、令和11年3月31日までの廃棄は認めません。

※ 対象とならない経費

団体等の通常の運営にかかる経費(スタッフの人件費、事務所等の家賃、光熱水費等)

その他、本会以外からの助成と併せて実施する活動については、その内容を詳しく伺った上で、対象の良否を判断します。

(2) 助成額等

	新規立ち上げ助成	活動拡大助成
助成金の上限	1か所あたり50,000円	
採択予定数	8カ所程度を想定	7カ所程度を想定

① 必要経費が50,000円に満たない場合は、その額を助成額とします。

② 助成額は千円単位とし、千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとします。

6 交付申請方法

(1) 交付申請を受けようとする団体等は、助成金交付申請書(様式第1号)及び団体等の今年度の事業計画書と事業収支予算書を、(2)の期限までにe-mail、郵送又は持参する方法により本会に提出してください。

(2) 申請期限: 令和6年7月24日(水)午後5時まで(本会必着)

※いかなる理由においても、申請期限後の受付は行いません。

(3) 申請にあたっては、交付の決定を受けた団体等が実施する活動について、本会が作成する活動報告書の作成にご協力をいただくとともに、本会ホームページや広報紙等での紹介、他機関・団体等に情報提供をすることがあることについて御了承ください。

(4) 提出いただいた書類等はいかなる理由においても返却いたしませんので、提出前に必ずお手元に控えをおとりください。

(5) 申請書類は、本会や市町村社会福祉協議会等で配布します。また、本会ホームページからダウンロードすることもできますので、御活用ください。

茨城県社会福祉協議会のホームページ → <https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

(6) 交付申請書に記載された個人情報、審査及び本事業の推進の目的にのみ利用します。

7 審査方法

助成金は、提出書類に基づき次に掲げる審査項目を勧案して選考します。

【審査項目(着眼点)】

- ① **運営者の姿勢**：サロン(居場所)づくりや仲間づくりに対する想いがあるか。
つながりを広げようとする取り組み(予定)があるか。
運営のための仲間がいるか。
相談できる機関・団体・人物がいるか。
- ② **社会資源の活用**：地域の人材や仲間などのつながりなど、ネットワークを活用した(新たな)活動であるか。
活動拠点の地域(組織)や社会福祉協議会、社会福祉施設等とつながりがあるか。
- ③ **継続性**：単発の活動ではなく、継続が期待できる(新たな)活動であるか。
- ④ **親・子などの関わり**：サロン(居場所)に親(子どもを持つ親)・子どもなどのかかわりがあるか。
- ⑤ **参加者の役割**：サロン(居場所)の参加者に、役割があるか(つくろうとしているか)。
- ⑥ **財源の確保**：独自に財源の確保に努めているか。

※今年度から、新たに「親・子などの関わり」「参加者の役割」を審査項目に追加しました。

8 助成金の交付決定

- (1) 申請書類に基づき「はんどちゃん運動推進委員会」において審査の上、助成の可否を決定します。
- (2) 交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、助成金を指定の口座に振り込みます。
- (3) 交付決定は、令和6年8月中を予定しております。
- (4) 助成を受けた団体等につきましては、活動内容把握のため、委員会にてサロンを訪問させていただき予定をしておりますので御協力願います。訪問日につきましては、別途、御連絡させていただきます。

9 実績報告書の提出

交付の決定を受けた団体等は、事業完了後速やかに、事業実績報告書(様式第3号)及び団体等の事業収支決算書を本会に提出してください(実績報告書提出期限：令和7年3月31日)。

10 助成金の返還

- (1) 助成金に残額が生じたときは、返還していただくことになります。
※ **単年度助成のため、助成金を次年度に繰り越すことはできません。**
- (2) 次の各号に該当すると認めるときは、交付決定を取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還することになります。
 - ① 助成金を目的外に使用したとき。
 - ② 前号のほか、この要項に違反した場合、または事業の実施ができなかったとき。

11 問い合わせ・書類提出先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部
〒310-8586 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2F
電話：029-243-3805 e-mail：machi1@ibaraki-welfare.or.jp
(※ 土・日、祝日を除く、午前9時～午後5時) ↑数字の1です。